

取引基本契約書

株式会社スチール(以下「甲」という)及び (以下「乙」という)は、乙が甲に対して物品を供給する取引の基本的な事項について、以下の通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1節 総則

第1条【適用範囲】

1. 本契約は、甲の購買部門から乙に対し発注される一切の物品(完成品その他、仕掛品、材料、部品、ユニット、それらの付属物等を含む。以下総称して「目的物」という)の取引の個別契約(以下、単に「個別契約」という。)に適用される。ここにいう取引には単なる売買の他、甲の注文により乙が目的物を製造し、加工し、改造し、又は修理して甲に供給する取引を含む。
2. 個別契約の内容が本契約と相違する場合は、原則として本契約が優先する。個別契約において本契約と相違する内容を定めようとする場合には、第3条の規定に拘らず両当事者の正当な代表者が署名又は記名捺印した書面をもって合意することを要する。

第2条【本契約の変更又は補充】

本契約は、必要に応じて両当事者の合意をもって変更又は補充されることがある。この場合、その合意は、両当事者の正当な代表者が署名又は記名捺印した書面をもって為すことを要する。

第3条【個別契約】

1. 個別契約は、甲及び乙の合意に基づき、甲から品名、数量、単価、対価、納期、納入場所等の諸条件を記載した注文書等の書面を交付し、乙がこれを承諾することにより締結される。
2. 前項に拘らず、甲が注文書等を交付後 3 営業日以内に乙から書面による別段の意思表示がない限り、乙はその期間満了日に注文書等に定められた諸条件で承諾したものとみなす。

第4条【価格】

目的物の価格については、甲の要求に基づき乙が見積書及び見積価格内訳書を提出し、甲がこれを承諾することにより決定される。かかる価格には、特約のない限り、甲の指定場所での納入までに要する一切の費用(目的物の品質劣化を防止するための梱包、輸送の費用等を含む)を含まれるものとする。

第5条【仕様等】

1. 目的物の仕様については、甲の指示に従い、乙が仕様書、図面、見本、規格等(以下「仕様書等」という)を甲に提出し、その承認を受けることにより決定される。乙は、甲が提示する仕様書等又はその他の指示について疑義がある場合は、速やかに甲に申し出るものとし、これに対し甲は、書面により指示等を行う。
2. 乙は、設計、仕様、製造方法等を変更する場合、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。甲は、設計、仕様、製造方法等を変更する必要があると判断した場合、乙と協議の上、実施するものとする。

第2節 納品・支払

第6条【納期】

1. 納期とは、個別契約の記載に基づき、乙が目的物を甲の指定する場所に納入する期日をいう。
2. 乙は、止むを得ない事由により、納期を遅延又は変更する必要があるが生じた場合、直ちにその事情を甲に通知し、甲の指示に従うものとする。甲は、乙の責に帰すべき事由により納期に目的物が納入されない場合、乙に対して甲が被った損害の賠償を請求することができる。

第7条【納入・検査】

1. 乙は、甲の定める納入手続に従い、甲の要求する必要書類を添付して目的物を納入する。
2. 乙は、目的物につき、納入前に厳密な検査を自ら行うものとし、新規の目的物及び設計、仕様、製造方法等の変更直後の目的物については、検査結果データを添付して納品する。
3. 甲は、目的物受領後速やかに甲所定の方法により受入検査を行う。但し、甲が必要と認めるときは、甲は受入検査に代え、目的物の納入前に乙の事業所その他目的物の所在地において、乙又は乙の指定する者の立会いのもと、甲所定の

検査方法により目的物の検査を行うことができる。

4. 甲は、目的物に関する従来の検査成績及び乙の品質管理水準を考慮し、前項に定める検査の全部又は一部を省略することができる。ただし、これにより第16条に定める乙の責任を免除するものではない。
5. 乙が不合格品及び過剰納品分を甲の指定する期間内に引き取らないときは、甲は、乙に対し、乙の費用負担でこれを返送、換価処分又は廃棄することができる。なお、甲は、乙がこれらの目的物の引き取りを怠った期間に発生した目的物の毀損、変質等について、甲は何らの責任も負わない。
6. 数量不足が判明したときは、乙は、甲が指定する期間内に、不足分の目的物を納入しなければならない。

第8条【所有権の移転】

目的物の所有権は、甲が受入検査を省略する場合は甲又は甲の指定する者が当該目的物を受領した時、受入検査を実施する場合は受入検査完了時をもって乙から甲へ移転する。

第9条【危険負担】

甲へ所有権が移転する前に目的物の全部又は一部が滅失、毀損又は変質した場合、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き、その損害は乙の負担とする。

第10条【支払】

1. 別段の定めのない限り、甲は、乙に対して、甲が別途書面で定める方法に基づき目的物の代金を支払う。
2. 甲は、個別契約締結時における購入価格の決定が困難である等特段の事情のある場合は、乙と協議して代金額を変更することができる。
3. 甲及び乙は、互いに相手方より支払を受けるべき金銭債権を有するときは、書面により対象債権の明細を示した上で、相手方の自己に対する金銭債権と対当額にて相殺することができる。

第3節 支給品・保守部品

第11条【材料、部品等の支給】

1. 甲は、目的物の品質、機能又は規格を維持するために必要と認めた場合、乙との取引に必要な原材料、半製品、部品、副資材等(以下「支給品」という)を、乙に有償又は無償で支給することができる。
2. 乙は、前項により甲から支給品を受領した場合、速やかに受入検査を行い、数量過不足又は不合格品を発見したときは、直ちにその旨を甲に通知し、甲の指示に従う。

第12条【支給品の所有権・危険負担】

1. 無償の支給品及びこれを用いて製作した仕掛品及び完成品の所有権は甲に帰属する。但し、当該仕掛品又は完成品の価格が支給品の価格を著しく超えたときは、その所有権は乙に移転する。
2. 有償の支給品の所有権は、乙が当該支給品の代金支払債務を完済したときに甲から乙へ移転する。
3. 甲乙いずれの責にも帰さない事由による支給品の滅失、毀損、変質等の危険は、当該支給品の乙への引渡し前は甲が、引渡し後は乙が、それぞれ負担する。

第13条【支給品の管理】

1. 乙は、支給品を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、甲の事前の書面による承諾なく支給の用途以外に使用、第三者に貸与、売却又は担保設定等の処分を行ってはならない。甲は、乙による支給品の使用、保管又は管理状況を調査するために、乙に必要な報告を求めることができ、また乙の立ち会いの下、乙の事業所又は工場等に立ち入ることができる。
2. 乙は、甲の指示に従い、支給品の実地棚卸しを行い、その在庫数を確認し、甲の定める様式で報告する。
3. 乙は、甲に所有権が帰属する支給品について第三者より差押、仮差押、仮処分等の処分を受けるおそれがある場合は直ちにその旨甲に通知し、当該支給品がこれらの処分を受けないように必要な措置を講じる。

第14条【保守部品の供給】

1. 乙は、目的物に係る保守部品については、当該目的物の取引終了後においても甲が継続して確保できるよう対応する。保守部品の供給期間及び価格等については、甲及び乙が別途協議の上決定する。
2. 乙は、所有権の帰属の如何を問わず、保守部品に係る金型の改造、廃却等、供給義務に影響が生ずる処分を行う場合は、甲に事前に通知し、その対応につき協議するものとする。

第4節 品質

第15条【品質保証】

1. 乙は、甲に納入する目的物が、甲の承認を得た仕様書等、甲の検査基準、当該目的物に適用される一切の法令、規制、JIS 規格等公的に定められた規格、その他甲及び乙が別途合意した条件を満たしていることを保証する。乙は、甲に納入する目的物が、甲の要求する品質(構造・機能・性能特性・安全性及びその保証手段等)を満たし、かつ、信頼性のある品質を確保しなければならない。
2. 甲は、乙の品質保証体制等を調査するため、甲が必要と判断する事項について乙に報告書の提出を求め、又は事前の通知の上、乙の営業時間内に乙の事業所及び工場等の施設に立ち入り、必要な調査を行うことができる。
3. 両当事者は、必要に応じ、両当事者の正当な代表者が署名又は記名捺印して品質保証協定書を締結するものとする。その場合、目的物の品質保証に関しては、本契約のほか、当該協定書の定めるところによる。

第16条【契約不適合】

目的物の納入後、当事者間で別途合意した期間内(特段の合意なき場合は1年以内)に目的物に契約不適合が発見され、これを甲が遅滞なく乙に通知した場合、その契約不適合が甲の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、乙は、甲の請求に基づき、代替品の納入、代金の減額、契約不適合の補修又は契約不適合の補修に要する費用の負担を行い、もしくはこれとあわせて当該契約不適合により甲が被った損害(調査費、部品交換費、甲の取引先の管理費用その他合理的な費用を含む)を甲に賠償する。

第17条【製造物責任】

1. 乙の責に帰すべき事由による目的物の欠陥に起因して、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたときは、乙は、甲の指示に従い、その処理解決にあたるものとし、目的物の欠陥により甲が被った損害を補償するものとする。
2. 乙は、前項の責任に対応するため、自己の負担と責任において、製造物責任保険に加入するものとする。
3. 両当事者は、必要に応じ、両当事者の正当な代表者が署名又は記名捺印して製造物責任に関する覚書を締結するものとする。その場合、製造物責任に関連する事項については、本契約のほか、当該覚書の定めるところによる。

第5節 一般条項

第18条【知的財産権】

1. 乙は、目的物及びその製造方法が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。万が一第三者との間に知的財産権上の権利侵害等の紛争が生じたときは、乙は、自己の責任と負担において紛争を処理解決するものとし、甲に一切の損害を及ぼさないものとする。
2. 乙は、甲が提示する仕様書等、技術資料、情報又は具体的な見解に基づく、あるいはこれらを利用して発明、考案、意匠の創作等を行ったときは、速やかに甲に通知するものとし、その帰属及び取扱いについては、両当事者が協議の上決定する。
3. 乙は、甲が提示する仕様書等に基づく目的物と同一仕様の物品を、甲の書面による事前の承諾を得ずに第三者のために製作又は販売してはならない。

第19条【不可抗力】

いずれの当事者も、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、政府、地方公共団体の命令規則、法令の改正など当事者の責めに帰すことのできない事情(以下、「不可抗力」という)により本契約又は個別契約の全部又は一部が履行不能又は履行遅滞となった場合、相手方に対しその責任を負わない。

第20条【秘密保持】

1. 甲及び乙は、媒体の形式を問わず、本契約において開示された相手方の営業上、技術上その他の秘密情報(以下総称して「秘密情報」という)について厳に秘密として保管し、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用、第三者に開示・提供し、又は複写・複製してはならない。但し、甲が目的物又は目的物を組み込んだ商品の営業活動にあたり乙から開示された情報を使用する場合は、この限りではない。
2. 本条に基づく秘密保持義務は、次の各号に定める情報については適用されないものとする。
 - (1) 秘密情報の提供を受ける以前から公知であった情報
 - (2) 秘密情報の提供を受ける以前に自らが所有していた情報
 - (3) 秘密情報の提供を受けた後に、自らの責に帰しえない事由により公知となった情報
 - (4) 秘密情報の提供を受けた前後を問わず、自らの独自の開発により知得した情報
 - (5) 秘密情報の提供を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に知得した情報

第21条【権利義務の譲渡】

乙は、甲の書面による事前の承諾を得なければ、次の各号の行為を行ってはならない。

- ①本契約又は個別契約上の債務の全部又は一部を第三者に履行せしめること
- ②本契約又は個別契約上の金銭債権その他債権の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供すること

第22条【通知義務】

1. 乙は、本契約の締結にあたり、商業登記簿謄本、印鑑証明書等甲が別途指示する書類を提出する。
2. 前項の記載事項に変更がある場合、あるいは合併、会社分割、減資、解散、営業の全部又は一部の譲渡又は貸与その他資産もしくは事業の状態に著しい変動をきたす、又はきたすおそれのある場合、又は第25条 1 項2号乃至7号に掲げる事項のいずれかが発生した場合は、速やかに甲に通知する。

第23条【法令等の遵守】

1. 乙は、個別契約の履行に際し、法令等を遵守し、公正かつ適正な履行をしなければならない。
2. 甲が前項を調査するために必要な報告又は資料の提供を求めたときは、乙は速やかにこれに応ずる。

第24条【契約期間】

1. 本契約の有効期間は、契約締結の日より1年間とする。但し、期間満了日の1か月前までにいずれの当事者からも相手方に対する書面による終了又は変更の意思表示がない場合、同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
2. 前項に拘らず、甲及び乙は、本契約有効期間中であっても、相手方に対する3か月前までの書面の通知により本契約を解約することができるものとする。

第25条【契約解除】

甲は、乙に次の各号のいずれかの事由が生じた場合は直ちに、乙に対して本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約又は個別契約に違反し、当該違反を是正するよう催告した後相当期間が経過してもなお当該違反が治癒されないとき。但し、当該違反が治癒不可能なほど重大な違反であったときは、かかる催告を要しない。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立てがあったとき、あるいは解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき
- (3) 支払の停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行又は競売の申し立てがあったとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 監督官庁から営業許可の取消又は停止の処分を受けたとき
- (6) 重大な品質不良の発生又は生産設備等の操業停止等、取引の継続が困難であると認められるとき
- (7) 前各号に掲げる事項が発生するおそれがあると認められるとき

第26条【暴力団等の排除に関わる解除】

乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は、乙に対して何らの催告も要せず本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は甲に対して、これにより甲が被った一切の損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「暴力団等」という)である場合、あるいは、暴力団等であるおそれが高いと客観的に認められる場合。
- (2) 乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は暴力団等への資金提供を行う等密接な関係がある場合。
- (3) 乙が、自ら又は第三者を利用して、甲に対して詐術^{さじゅつ}、暴力的行為、又は脅迫的言辭^{げんじ}を用いた場合。
- (4) 乙が、自ら又は第三者を利用して、甲の名誉や信用等を毀損^{きそん}し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
- (5) 乙が、自らまた第三者を利用して、甲の業務を妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合。

第27条【解除時の手続】

1. 本契約が終了する場合、その終了原因にかかわらず、乙は、甲に所有権が帰属する支給品及び甲から貸与された一切の資料、物品を、乙の費用で甲又は甲の指定する第三者に遅滞なく引渡さなければならない。
2. 甲は、乙の目的物、半製品、仕掛品又はそれらを製造するに要する機械、工具、ツール、部品等を、第三者に優先して合理的な価格で乙より買い取るることができる。

3. 乙が第25条又は第26条により本契約を解除されたときは、本契約による一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を甲に弁済しなければならない。

第28条【特約】

乙が下請代金支払遅延等防止法に規定される下請事業者に該当する場合、第3条第1項、第7条第4項但書、第10条第1項及び第16条について、甲及び乙は当該法律の定めに従う。

第29条【存続条項】

1. 本契約の解除後又は失効後においても、それ以前に成立した個別契約の効力及び当該個別契約に適用される本契約の効力は存続する。
2. 本契約の解除後又は失効後においても、第14条【保守部品の供給】、第15条【品質保証】、第16条【瑕疵担保責任】、第17条【製造物責任】、第18条【知的財産権】、第20条【秘密保持】、第21条【権利義務の譲渡】、第27条【解除時の手続】の各規定は、その効力を存続する。

第30条【契約の疑義】

本契約及び個別契約に定めのない事項並びに本契約及び個別契約に関して生じた疑義については、甲乙誠意を持って協議し、解決する。

第31条【管轄裁判所】

本契約及び個別契約に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。以上の通り本契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自捺印の上各1通を所持する。

年 月 日

甲)

住所 栃木県河内郡上三川町多功2570番地1

氏名 株式会社スチール

代表取締役 中山 健太郎

印

乙)

住所

氏名